

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

- 平成30年12月21日から金額等は次のとおりです。

(1) 鉄鋼業	時間額	877円	(改定前	855円)
(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	806円	(改定前	785円)
(3) 各種商品小売業	時間額	798円	(改定前	777円)
(4) 自動車小売業	時間額	838円	(改定前	817円)
- 青森県で働く全ての労働者に適用される「青森県最低賃金」は、平成30年10月4日から、時間額762円に改定されています。
- 詳しくは、[青森労働局ホームページ](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)からご覧になれます。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)



※ お問い合わせは、[青森労働局労働基準部賃金室](#) へ。
(TEL 017-734-4114、FAX 017-734-5821)